公益財団法人トトロのふるさと基金 寄付及び会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人トトロのふるさと基金(以下「この法人」という。)定款第6条第4項及び第57条第2項の規定に基づき、この法人が受領する寄付金の取り扱い及び会員に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄付金の受領)

- 第2条 この法人は、法人の事業を実施するために、個人又は団体から寄付金を受領することができる。この 場合において、寄付金は次の各号に定める条件をすべて満たしているものとする。
 - (1) この法人が受け取る寄付金を、定款第3条(目的)及び第4条(公益目的事業)のために使用することを、寄付者が了解していること。
 - (2) 寄付金の原資が、公序良俗に反する手段や違法行為によって取得されたものでないこと。
 - (3) 寄付金の一部又は全部を外部団体への助成に使用する場合、寄付者が特定の団体を指名して、配分を求めていないこと。
 - (4) その他、寄付を受けることによって、この法人の活動の公正さを損なう恐れがないこと。
 - 2 寄付者は、定款で定める目的の範囲内において、使途を任意に指定することができる。寄付者から使途 の指定があるときは、指定された使途に従って使用しなければならない。
 - 3 この法人が寄付金を受領するに当たっては、別紙様式による寄付申込書の提出を寄付者から受けるものとする。ただし、30万円未満の寄付を除く。

(金銭以外の寄付)

第3条 この法人が受ける寄付には、金銭のほか金銭以外の財産を含むものとする。金銭以外の寄付の取り扱いについて必要な事項は別に定める。

(トトロのふるさと基金)

- 第4条 この法人に「トトロのふるさと基金」を設置する。
 - 2 トトロのふるさと基金に指定された寄付金は、定款第4条第1項各号に定める公益目的事業に使用する。
 - 3 この法人は、トトロのふるさと基金に指定された寄付金について、前項に掲げる公益目的事業のうち土 地又は文化財を取得する事業に優先的に配分するよう配慮するものとする。

(法人運営基金)

- 第5条 この法人に「法人運営基金」を設置する。
 - 2 法人運営基金に指定された寄付金は、法人の管理運営に使用する。

(基金の管理)

第6条 第4条及び第5条の基金は、他の資産と別に管理し、銀行等への預金、信託会社への信託又は国債、 公社債の購入等の安全確実な方法で行われなければならない。

(一般寄付金)

第7条 第4条及び第5条に定める基金に該当しない寄付金は、一般寄付金として取り扱い、この法人の公益 目的事業に使用する。

(会費)

第8条 定款第57条に定める会員から受け取る会費は、寄付金として取り扱う。

(会員の種類)

- 第9条 この法人の会員の種類は、次の通りとする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して所定の会費を前納した個人
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために所定の会費を前納した個人
 - (3) 家族会員 正会員又は賛助会員と同一住所内で生活を共にしている家族のうち所定の会費を前納した 個人
 - (4) こども会員 この法人の目的に賛同して所定の会費を前納した中学生以下の個人
 - (5) 法人会員 この法人の目的に賛同して所定の会費を前納した法人

2 法人格を有しない団体は、正会員に準じて取り扱う。

(入会及び退会)

- 第10条 入会を希望する者は、会費を添えて申し込むものとする。
 - 2 会費は、会員種別に応じ、次の通りとする。
 - (1) 正会員 一口 年 3,000 円
 - (2) 賛助会員 一口 年 10,000 円
 - (3) 家族会員 一人につき 年 500 円
 - (4) こども会員 一口年 500 円
 - (5) 法人会員 一口 年 50,000 円
 - 3 会費未納者は、退会したものとみなす。
 - 4 納入された会費は、いかなる場合においても返還しない。

(会員の特典)

- 第11条 会員は、次の特典を得ることができる。
 - (1) 会報等の配布を受ける。ただし、家族会員は除く。
 - (2) この法人が主催する行事への優待参加

(個人情報の保護)

第 12 条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報管理規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第13条 この規程は、理事会の決議により改廃する。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人トトロのふるさと基金の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、1998 年 5 月 17 日施行の会員規約は廃止する。

附則

この規程は、2012年10月20日から施行する。

附即

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2017年7月1日から施行する。

附則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「トトロの森基金」、「クロスケの家基金」及び「公益目的事業指定寄付金」を廃止する。なお、施行日以前に寄付された「トトロの森基金」、「クロスケの家基金」及び「公益目的事業指定寄付金」は、従来の取り扱いの通り、寄付の時点で指定された事業に使用する。
- 3 「トトロの森基金」に指定された寄付金は、この法人の定款第 4 条第 1 項第 1 号に定める事業のため に、別に定める土地等の取得に関する規程に従って使用する。
- 4 「クロスケの家基金」に指定された寄付金は、この法人が所有する古民家(クロスケの家)の改修及び維持管理に必要な経費に充当する。
- 5 「公益目的事業指定寄付金」に指定された寄付金は、定款第 4 条第 1 項各号に定める公益目的事業の運営に使用する。

FAXでのお申込み番号 04-2947-6057

寄付申込書

公益財団法人ト	トロの	ふるさと基金	理事長	0000	様
---------	-----	--------	-----	------	---

金 額 金 円

上記金額の寄付を申し込みます。

年 月 日

寄付者 住 所

氏 名

印

(法人様の場合は、法人名及び代表者名をご記入下さい。)

連絡 先部署名

ご担当者氏名

TEL

E-Mail:

ご希望の使途がある場合は下記にご記入ください。(使途の詳しい内容は、裏面の説明をご覧下さい。)

① トトロのふるさと基金 [] 円

② 法人運営基金 「 円

寄付予定日 年 月 日

払込方法
以下の方法をお選び下さい。

- ・銀行振込(振込口座を記載した寄付申込受付書をお送り致します。)
- ・郵便振替口座(寄付申込受付書と共に払込書をお送り致します。)

公益財団法人トトロのふるさと基金

〒359-1164 埼玉県所沢市三ヶ島三丁目 1169-1 TEL 04-2947-6047 FAX 04-2947-6057

寄付金の使途について

① トトロのふるさと基金

狭山丘陵及びその周辺地域において、自然環境及び歴史的景観の保存並びに活用のための土地又は文化財の取得、取得した土地等の管理、普及啓発、調査、環境教育などの公益目的事業の運営に充てるために使用します。

② 法人運営基金

この法人の管理運営に充てるために使用します。

なお、使途の指定のない寄付金は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、この法人の公益目的事業に使用します。